

(13) その他(平成21年3月1日、平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

省令上に規定していた子育て支援事業を法律上に位置づけたことに伴い、児童福祉法施行規則第19条について、所要の規定の整備を行う。

(14) その他所要の規定の整備を行うこと